

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

施設器材の据付等役務(9)

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
121	施設器材の据付等役務(9)	海田市駐屯地	7.11.28	7.9.2	7.9.9 10時00分	7.9.9 10時00分	無し	市価調査書期限 7.9.8 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 森下
電話番号(内線): 082-822-3101(内2343)
FAX番号: 082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

見 積 書

件名リスト一連番号	121
-----------	-----

見積金額



総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規格	単 位	数 量	単 価	金 額
施設器材の据付等役務(9)	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	海田市駐屯地	納期	7.11.28		
契約保証金	免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名



市場価格調査書

件名リスト一連番号	121
-----------	-----

金額 ¥

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
施設器材の据付等役務(9)	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	海田市駐屯地		納期	7.11.28	
契約保証金	免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。

FAX:082-823-4226

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所
会 社 名
代表者名

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
施設器材の据付等役務（9）		GE-Z000003	
		防衛大臣承認	令和 年 月 日
		作 成	令和5年12月5日
		変 更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	海田市駐屯地業務隊 補給科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊海田市駐屯地において使用する施設器材の据付等役務（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001AA及びGLT-CG-Z500002Qによる。

1.2.1

据付

施設器材の設置及び設置に関わる調整並びに機能点検等の総称をいう。

1.2.2

派遣員

官側の施設等において、据付を実施する物をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000002Q 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 据付実施場所・期間

据付実施場所・期間については、調達要領指定書によって指定する。

2.2 役務内容

2.2.1 据付機器

据付機器は、官給する整備機器とし、調達要領指定書によって指定する。

2.2.2 作業内容等

作業内容は、表1による。

表1-作業内容

添付書類	内 容
事前点検等	設置作業前、据付機器の外観目視点検（軽微な機能点検等含む。）
設置作業等	据付機器の設置等（取外し・調整含む。）
機能点検	設置作業終了後、据付機器の機能点検（機能試験を含む。）
その他	その他契約に際し、別に指示する事項

2.2.3 使用器材等

据付に必要な器材等は、契約の相手方が準備するものとする。

2.2.4 部品・副資材

据付に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.2.5 据付要領など

据付けに関する技術的な諸調整は、契約の相手方の責任において実施するものとする。

3 品質保証

3.1 機能点検

機能点検は、調達要領指定書によって特に示す場合を除き、当該機器製造会社の取扱説明書にもとづき、作動状況が正常であることを確認し、官側立会いの下に実施するものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2-提出書類（様式は官側に示す以外は社内規格による。）

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	注記
1	現場代理人等通知書	1	監督官	契約後速やかに	
2	工程表				
3	作業写真				
4	完成通知書				
5	引渡書				
6	フルオロカーボン 証明書等				
7	材料搬入報告書				
8	発生材報告書				
9	出荷証明書				
10	内訳明細書				
11	マニフェスト写				
12	耐圧試験報告書				
13	作業記録				各日の作業終了後

4.2 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地等への立入りに際しては、当該駐屯地等所定の立入手続を行うものとする。
- b) 駐屯地等の中で作業を行う場合、駐屯地等内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地等関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該地域以外への立入を必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- c) 現場の風紀・衛生及び盗難防止について必要な処置を施すとともに、請負者の責任において管理すること。
- d) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同等とする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて保安灯などの危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに派遣員に対しても注意を喚起するものとする。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

4.4 その他

その他は、次による。

- a) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、駐屯地等管理者との調整によって所要の手続をとるものとする。
- b) 役務で発生したこん包材、産業廃棄物は契約の相手方が処分するものとする。
- c) 契約の相手方は、検査その他に必要な技術資料を、官側の要求によって閲覧に供するものとする。
- d) その他で示す特記事項については、調達要領指定書によって指定する。

4.5 仕様書等に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当官等の申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

作業記録（役務完了調書）				
実施月日	年	月	日	曜日
監督官		検査官		
契約業者名				
実施場所				
派遣員氏名				
作業内容				
作業細部	実施時刻	工数	実施者名	必要事項又は初見

注記1 本表は、派遣員自身が原則として毎日作成する。

注記2 派遣員は、必ず工数を記入し、監督官の確認を請けるものとする。

注記3 今後参考となる派遣員の所見等は、可能な限り詳細に記入すること。

注記4 用紙サイズは、A4版縦書きとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	5RMC1A00089
	調達要求年月日	令和7年8月28日
	作成部課	海田市駐屯地業務隊 補給科
	作成年月日	令和7年8月28日
品名	施設器材据付等役務(9)	
仕様書番号	GE-Z000003	

指定事項：

2.1 据付実施場所・期間

- a) 広島県安芸郡海田町寿町2番1号(陸上自衛隊海田市駐屯地)
- b) 据付実施場所については、音楽隊の1箇所
- c) 期間については、締結日～令和7年11月28日(内1日間予定)

2.2.1 据付機器(取外)

- a) 据付機器は、官側支給

表1-据付機器・取外機器(2号隊舎、音楽隊)
(人事室)

種別	品名・規格	メーカー	数量	備考
据付	冷暖房兼用空気調節装置(床置2.5馬力三相200V)等一式	日立	1組	室内機 RPV-GP63KA
				室外機 RAS-GP63RSH3(J)
取外	空気調節装置(AIRCON-2.5)床置	三菱	1組	室内機 室外機

設置場所(高さ×50m、窓側からの横幅×5cm)

冷媒配管被覆銅管(規格は機器の仕様による)×7m

ドレン菅(VP20程度)×7m

樹脂カバー×7m【参考としてSD100】

内外渡線(EM-EF1.6mm程度)×9m

アース線(EM・JE1.6m程度)×9m

ブラロック基礎×2本

※ 既存の冷媒、ドレン、樹脂カバー、渡線は全て取外し(撤去)とし、業者側が産廃廃棄物として処分する。

※ 空調機・冷媒配管等の有価物については、官側に引継ぐ。

4.4 その他（特記事項）

- a) 期間中、施設等に損傷を与えた場合は、請負者の責任において賠償すること。
- b) 電気及び水道は、請負者の負担とする。
- c) 配管線等の撤去については、冷媒管・スリムダクト・電気配線も含む。
- d) 機器の撤去の際はガス回収も含む。
- e) 撤去した冷媒管・空調機の有価物については、官側に引継ぐ。
- f) 原則、既設と同様に据え付けるものとする。ただし、既設と設置型式や相種が異なる場合は、適宜必要な処置を図るものとする。
- g) 1次側電源線は既存を利用するものとする。
- h) 2次電源及び貫通孔は、新規に工事する。
- i) 冷媒管は配管接続完了後、高圧ガス保安法、「冷媒保安規則関係例示基準」「冷凍空調設置の施設基準」(高圧ガス協会)等に定めるところにより、窒素ガス、炭酸ガス、又は乾燥空気等を用いて気密試験を行う。気密試験後は、全系統の高真空蒸発脱水処理を行うこと。
- J) 電気配線完了後、絶縁抵抗試験及び動作試験を行うこと。
- k) 請負者は現地確認及び採寸等を実施すること。
- l) 撤去した機器については、官側が示した場所に集積すること。
- m) 据付後のアフターケアに迅速な対応ができる業者。(長期間使用する為)